

# 地域営農施設支援対策事業募集要項

## 1. 事業の目的

地域営農団体の営農継続を目的とし、営農活動に必要な共同利用施設の導入、増設、または改修に対して補助金を交付します。

本事業は、「志摩市補助金等交付規則」および「志摩市地域営農施設支援対策事業補助金交付要綱」に基づき実施します。

## 2. 補助の内容

### (1) 補助対象者

市内の一定の地域で営農活動を行う、以下のいずれかの団体が対象です。

- ・ 営農組合、農業協同組合。
- ・ 農業者等が3人以上で組織する団体。

### (2) 補助対象となる施設（共同施設）

- ・ 共同で利用する農業用施設であること。
- ・ 耐用年数が5年以上のものであること。
- ・ 市内で実施する新設、増設、または改修であること。

### (2) 補助対象事業と補助額

補助対象経費	下限額	補助上限額	補助率
共同施設の新設・増設・改修に要する経費	経費が10万円に満たない場合は対象外	50万円	2分の1以内

### ※注記

- \* 補助対象経費は、消費税および地方消費税相当額を除いた額となります。
- \* 算出額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。
- \* 予算の範囲内での交付となるため、要望額全額を補助できない場合があります。

### (3) 交付の条件等

- ・ 補助金の交付を受けた年度の終了後、5年間は営農を継続すること。
- ・ 交付決定の日から当該年度の3月31日までに完了する事業であること。
- \* 年度末（3月31日）までに支払いを終え、実績報告を行う必要があります。

## 3. 手続きの流れ

交付申請：事業着手前に申請書および必要書類を提出してください。

↓

交付決定：市が審査し、適当と認めた場合に決定通知を送付します。

↓

事業実施：必ず交付決定後に購入してください。

↓

実績報告：事業完了後、速やかに報告書と領収書、事業内容の分かる写真を提出してください。

↓

額の確定・請求：市の審査・確定通知後、請求書を提出いただき、補助金を

交付します。

#### 4. 提出書類（申請時）

- ・補助金等交付申請書一式
- ・補助対象経費に係る見積書の写し
- ・位置図
- ・（申請者が団体の場合）構成員一覧、定款、団体設置規則等

#### 5. 募集期間・提出先

期間： 4月1日から（予算額に達し次第終了）  
場所： 志摩市 水産農林部 農林課（窓口持参）  
問合せ： 0599-44-0288